

沖縄県立真和志高等学校 学則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、沖縄県立高等学校管理規則に基づき、沖縄県立真和志高等学校の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校の目的)

第2条 本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(名称、位置等)

第3条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、以下に定めるところによる。

名称	沖縄県立真和志高等学校
位置	〒902-0072 沖縄県那覇市字真地248番地
科	普通科
課程	全日制課程 単位制
修業年限	3年
学科	みらい福祉科 普通科 クリエイティブアーツコース 普通科 普通コース

(入学定員)

第4条 生徒の入学定員は、沖縄県教育委員会の定めるところによる。

みらい福祉科	40名（1学級）
普通科 クリエイティブアーツコース	40名（1学級）
普通科 普通コース	120名（3学級）

(校内規程の制定)

第5条 校長は、法令、条例、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則等に違反しない限りにおいて、学校の管理運営に関し必要な事項を定めることができる。

(通学区域)

第6条 学校の通学区域は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の定めるところによる。

第2章 学年・学期・休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。

前期 4月1日から10月10日まで

後期 10月11日から翌年3月31日まで

4 校長は、教育上必要があると認めるときは、前2項に規定する学期の期間を変更することができる。

5 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

(休業日)

第8条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 6 日まで
 - (4) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日までの間において校長が定める期間
 - (5) 秋季休業日 秋季休業日 前期終了の日の翌日から 3 日の範囲内において校長が定める期間（学年を 2 学期に分ける場合に限る。）
 - (6) 冬季休業日 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日までの間において校長が定める期間
 - (7) 学年末休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで
 - (8) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和 49 年沖縄県条例第 42 号）第 2 条に規定する慰霊の日
 - (9) その他校長が必要と認めた休業日
- 2 校長は、前項第 4 号から第 6 号までの休業日及び第 9 号の休業日は、教育委員会に届け出なければならない。

第 3 章 生徒

（入学資格）

第 9 条 本校に入学できる者は、学校教育法第 57 条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第 95 条各号に掲げる者とする。

（入学志願の手續及び入学者選抜）

第 10 条 入学志願の手續及び入学者選抜に関する必要な事項は、教育委員会が別に定めるところによる。

（入学の許可）

第 11 条 入学は、校長が許可する。

2 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、校長が必要と認めたときは、学年の途中においても学期の区分に従い、入学を許可することができる。

（入学の手續）

第 12 条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者（成年者の場合は、保証人。以下同じ。）若しくは保護者が当該学区外に居住している者については保証人と連署した誓約書（第 6 号様式）及び戸籍抄本又は住民票の謄本に入学料を添えて、校長に提出しなければならない。

（入学許可の取消し）

第 13 条 入学を許可された者が、所定の期日までに前条に規定する手續を行わないときは、校長は、入学許可を取り消すことができる。

（編入学）

第 14 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学することのできる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があり、かつ、教育上支障がないと校長が認めた者とする。

2 前項の規定による編入学は、選考のうえ許可することができる。

3 編入学を許可された者については、前 2 条の規定を準用する。

（転学）

第 15 条 他の高等学校へ転学しようとする者は、保護者と連署した転学願（第 7 号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転学願を受けた場合において、転学の事由が適当であると認めたときは、その事由を記載した書面、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

3 転学先の校長は、教育上支障がなく、かつ、適当と認めた場合には、相当学年に転入学を許可することができる。

4 校長は、前項の転入学を許可した場合には、その生徒が従前在学していた学校の校長にその旨を通知するとともに、当該校長から速やかにその生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）、健康診断書その他必要な書類の送付を受けなければならない。

5 転入学を許可された者については、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。

（転籍）

第 16 条 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互間の転籍をしようとする者は、保護者と連署した転籍願（第 8 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の転籍願を受けた場合において、教育上支障がなく、かつ、適当と認めるときは、相当学年に転籍を許可することができる。
- (転科)
- 第17条 他の学科に転科しようとする者は、保護者と連署した転科願（第9号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の転科願を受けた場合において、教育上支障がなく、かつ、適当と認めるときは、相当学年に転科を許可することができる。
- 3 前項の規定による転科の許可は、学年始めに行うものとする。
- (退学)
- 第18条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保護者と連署した退学願（第10号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、退学を許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により退学を許可した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- (休学)
- 第19条 病気その他の事由により、休学をしようとする者は、保護者と連署した休学願（第12号様式）に医師の診断書その他の事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、休学を許可することができる。
- 3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。
- 4 校長は、引き続き休学しようとする者が第1項に定める手続きを行ったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して3年以内の期間を限り延長することができる。
- 5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない者については、これを退学させるものとする。
- (休学の取消し)
- 第20条 休学の許可を受けた者がその許可を受けた後、3月以内にその事由が消滅したときは、保護者と連署した休学取消願（第13号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添え、校長に休学の取消しを願い出ることができる。
- 2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、休学を取り消すことができる。
- (復学)
- 第21条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願（第14号様式）に、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、復学を許可することができる。
- (再入学)
- 第22条 退学した者が同一の学校へ再入学しようとするときは、保護者と連署した再入学願（第15号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の再入学願の事由が適当であると認めるときは、相当学年に再入学を許可することができる。
- 3 再入学を許可された者については、第20条及び第21条の規定を準用するものとする。
- (学習の評価)
- 第23条 生徒の学習の評価は、学習指導要領に示されている教科、科目等の目標を基準として行うものとする。
- 2 学習の評価の方法に関し必要な事項は、校長が定める。
- (単位認定)
- 第24条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履修し、その成果が教科、科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、その各教科、科目等について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、特に必要があると認められた場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。
- (指導要録・出席簿)
- 第25条 生徒の指導要録の様式及び出席簿の取扱いは、別に定める。
- (原級留置)
- 第26条 校長は、所定の単位を履修できなかった生徒を原級に留め置くことができる。
- 2 前項の規定は、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程には適用しない。

い。

(卒業又は修了の認定)

第 27 条 校長は、生徒が所定の教育課程を履修し、その成果が満足できるものと認められる場合には、その生徒の卒業又は修了を認定する。

2 卒業又は修了を認定する時期は、3月とする。

3 校長は、前項の規定にかかわらず、学期の区分に応じて、卒業又は修了を認定することができる。

4 校長は、卒業又は修了を認定した生徒に対して、卒業証書（第 16 号様式）又は修了証書（第 17 号様式）を授与する。

(証明書等の交付)

第 28 条 校長は、必要と認められた者に対して、次の証明書を交付するものとする。

(1) 卒業証明書（第 18 号様式）

(2) 修了証明書（第 19 号様式）

(3) 在学証明書（第 20 号様式）

(4) 学業成績証明書（第 21 号様式）

(出席停止)

第 29 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(1) 伝染病にかかり、あるいはその疑いがあり、又はかかるおそれのある場合

(2) 非常変災等で生徒に危難がおよぶおそれがある場合

2 校長は、前項の規定により出席停止を命じた場合は、その旨を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(欠席等の届出)

第 30 条 生徒が欠席するときは、保護者と連署した欠席届を校長に提出しなければならない。

2 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

(1) 忌引

(2) 学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 12 条の規定による出席停止

(3) 前 2 号に定めるもののほか、校長が必要と認めた場合

3 前項の忌引日数は、次のとおりとする。

(1) 父母 7 日

(2) 祖父母、兄弟、姉妹 3 日

(3) 曾祖父母、伯叔父母 1 日

(4) その他同居の親族 1 日

第 4 章 成績評価および単位の認定

第 31 条 観点別学習状況の評価

学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を「知識・技能(技術)」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点ごとに以下のように評価する。

「十分満足できる」状況と判断されるもの : A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの : B

「努力を要する」状況と判断されるもの : C

第 32 条 評価の方法

3 観点の評価は、原則、下記の方法に基づいて行う。

知識・技能(技術)	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・定期考査 ・ルーブリック ・ワークシート ・実技テスト など	・論述 ・レポート作成 ・グループでの活動 ・表現作品の制作や表現 など	・レポートによる記述 ・課題に取り組む態度 ・ポートフォリオ など

各教科・科目の評定は、以下の組み合わせにより5段階評価とする。

組み合わせ	評価
AAA AAB	5
ABB AAC	4
ABC BBB	3
ACC BBC BCC	2
CCC	1

第33条 生徒が病気、またはその他やむを得ない理由により一斉考査を受験しない場合は追加考査またはくり上げ考査を行う。ただし、追加考査またはくり上げ考査を行わない場合の得点は次の基準により算出する。

(1) 当該学期の一斉考査の一部を受験しない場合。

イ 忌引、伝染病の病気で出校を停止された者、または学校代表として出場した者。

$$\text{得点} = \text{受験した考査の得点} \times \frac{\text{受験できなかった考査の平均}}{\text{受験した考査の平均}}$$

ロ 病気またはその他正当と認められる理由がある者。

$$\text{得点} = \text{受験した考査の得点} \times \frac{\text{受験できなかった考査の平均}}{\text{受験した考査の平均}} \times 0.8$$

(2) 当該学期の一斉考査の全部を受験しない場合は学年末において他の学期の得点を当該学期の得点とする。ただし、ロの理由による場合は0.8を乗ずる。故意または正当な理由のない不受験及び受験中の不正行為に対しては当該科目の成績を0点とする。

(単位の履修)

第34条 科目および「総合的な探究の時間」については授業時数の3分の2以上の出席をもってその科目を履修したものとする。但し、みらい福祉科における科目「介護実習」については、「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」において定められており、実施時数の5分の4を超える出席で履修したものとする。

(単位の認定)

第35条 履修科目の評定が2以上のときに、また「総合的な探究の時間」は履修をもって、その単位を修得したものとし、成績会議を経て校長がこれを認定する。

2 単位認定は通年を原則とする。ただし、卒業、後期入学、退学、転学、留学に関わるときは前期判定会議において承認された単位を分割認定する。(奇数単位科目の小数点以下は切り捨て)

3 追考査による単位の認定は、成績会議を経て校長が認定する。

(公簿の記録)

第36条 評価結果の公簿における記録の方法は、次の通りとする。

(1) 単位を認定された場合

・ その評定を該当欄に記入する。

(2) 履修のみ認定された場合

・ 評定は「1」を記入する。

・ 単位数は0と記入する。

(3) 履修も認定されない場合

・ 評定は「未」と記入し、備考欄の最後に「未は時数不足のため」と記入する。

・ 単位数は0を記入する。

(4) 追認考査にて単位が認定された場合

・ 評定は「2」とし、入力する。また、観点別評価は3観点のうちいずれかを「B」とする。

第5章 卒業並びに卒業認定

第37条 学校長は、学校の定める教育課程の単位を修得した者で次の要件を満たした者に対して本校の卒業を認定する。

- (1) 高等学校（留学先の高等学校含む）に3年以上在学している者。
- (2) LHR、行事を合わせた実施時数の1/2以上出席し、年度ごとに認定された者。但し、科目履修生以外はLHR、行事に必ず参加する。
- (3) 卒業までに必履修科目を履修し、「総合的な探究の時間」を含め、74単位以上を修得している者。（LHRは含めない）ただし学校設定科目の単位数は20単位までとする。
- (4) 平成31年度以降の入学者は「総合的な探究の時間」を3単位以上履修している者。
- (5) 技能審査の成果の単位認定によって修得した単位は、卒業に必要な74単位に含めることができる。

第38条 在籍期間は6年とする。

第6章 みらい福祉科「介護福祉士国家試験受験資格取得に関する規定」

第39条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、みらい福祉科に「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第8条第1号に定める養成課程を置く。

- (1) 介護福祉士国家試験受験資格を得るためには、指定された科目（介護福祉士国家試験受験資格に係る54単位）をすべて修得しなければならない。
- (2) 前項の指定された科目とその単位数は次のとおりとする。
 社会福祉基礎(4単位) 介護福祉基礎(5単位) コミュニケーション技術(2単位)
 生活支援技術(11単位) 介護過程(4単位) 介護総合演習(3単位)
 介護実習(13単位) ころとからだの理解(8単位)
 家庭総合(4単位※福祉専門選択科目) 合計54単位
 上記科目の「生活支援技術」は、高等学校学習指導要領福祉編（平成30年告示）で定められている科目であり、単位数（11単位）の中に「医療的ケア」を含んでいる。
- (3) 介護福祉士国家試験受験資格に係る科目の単位履修の認定について
 - ・当該科目の授業時数の3分の2以上出席であること。
 - ・科目「介護実習」においては、欠課時数が実施時数の5分の4以上の出席であること。
 - ・科目「介護実習」については、当該学年で欠席した日数・時間数分の実習補習を当該学年で組み、補習を終えたものを修得とする。
- (4) 介護福祉士国家試験受験資格に係る単位修得の認定について
 - ・「教科・科目の履修」が認定され、学年末成績の評定が、「2」以上であること。
 - ・科目「生活支援技術」にある「医療的ケア」については、基本研修（新学校指定規則に規定する別表第5備考2に規定する講義及び演習）をすべて履修し修了したものに「基本研修修了証明書」が発行される。

第7章 教職員及び学校組織

（職員組織）

第40条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。

（職務）

第41条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。
- (4) 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- (5) 教諭は、生徒の教育をつかさどる。
- (6) 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- (7) 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。
- (8) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- (9) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- (10) 事務職員は、事務に従事する。

(11) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
(職員会議)

第42条 校長は、その職務を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議は、校長が必要と認めた校務について審議し、伝達を行い、及び職員相互の連絡調整を行うものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

第8章 生徒の管理及び指導に関する校内規程

[1] 生徒の出席・欠課・遅刻の取扱い要領

(欠席)

第43条 欠席及び忌引の際は、保護者（成年に達した生徒は原則として父母等）から電話等で原則当日に連絡する。

2 1週間以上欠席のときは、欠席届を医師の診断書を添えて、担任に届け出る。

(出席扱い)

第44条 次の事項に該当する場合には、欠席・欠課・遅刻は出席扱いとする。

(1) 公的行事に、学校代表として参加する場合。

(2) 呼出しにより訓戒・調査・指導等を受ける場合。

(3) 学校健康診断の結果、専門医による検査・診察が必要と判断され、受診する場合。

(4) 登校中および校時内に発生した事故や教育活動中の負傷により、受傷当日に病院で処置を受けた場合。

(5) 疾病による療養又は障害を有するため、相当の期間欠席すると認められ、職員会議で承認を得た学習を行えた場合。

(6) 進路活動中または進路先が研修や就業体験等を求める場合。（ただし健康診断や予防接種を受診する場合は届出欠席あるいは届出欠課とする）

(7) その他、校長が適当と認めた場合。

(遅刻・欠課の取扱い)

第45条 正当な理由があつてやむを得ず欠課するときは、届出用紙に必要事項を記入の上、許可を受ける。但し、都合で当日手続できなかった者は、翌日直ちに手続をとる。

2 欠課は時数で数える。

3 校時開始後10分までを遅刻とし、それ以後は欠課とする。

4 授業途中からいなくなった者は欠課とする。

(出席停止・忌引き等の取扱い)

第46条 出席停止・忌引き等として扱われる日数は以下のとおりとする。

2 学校における感染症の取り扱いについては、学校保健安全法第19条に基づいて行うものとする。

3 学校保健安全法第20条の規定により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数に基づいて行うものとする。

4 管理規則第42条第3項に規定する忌引日数。

5 管理規則第44条の規定による懲戒のうち、停学の日数。

6 管理規則第23条第2項（授業料未納）による出席停止の日数。

7 非常変災等生徒若しくは保護者（成年に達した生徒は原則として父母等）の責任に帰することはできない事由で欠席した場合又は感染症の流行等でのその予防上保護者（成年に達した生徒は原則として父母等）が生徒を出席させなかったような場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

8 許可を受けて進学・就職のための受験又はこれに準ずる場合、移動に必要と認められる日数は次を原則とする。

① 県外は受験日の前2日、後ろ1日

② 県内は受験日当日

[2] 学校生活に関する生徒指導について

(趣旨)

第47条 この規程は、本校生徒が学校生活を送る上で守るべき服装容疑やマナーについての必要な事項を定める。

(服装容儀)

第 48 条 本校生徒の服装容儀は、質素、清潔、端正で高校生らしさを保つことを原則とする。

第 49 条 携帯電話等・電子通信機器（充電器等含む）（以下、携帯電話等）の使用については、朝の SHR からその日の最後の授業（昼食時除く）終了時まで使用禁止とする。

2 暴言・威嚇行為・指導拒否・授業妨害・授業さぼり・授業遅刻など、学校生活を送る上で不適切だと思われる行為をした場合、指導対象とする。

[3] 生徒懲戒規程

(趣 旨)

第 50 条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則（以下「管理規則」という。）第 44 条の規定に基づき、生徒の懲戒に関する事項を定める。

(目 的)

第 51 条 懲戒は生徒の反省、改善を促し非行の再発を防止するためにこれを行う。

(懲戒処分)

第 52 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、職員会議に諮り生徒に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

第 9 章 授業料、入学料その他の費用（以下「授業料等」という）の徴収

(授業料等)

第 53 条 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例に基づき、授業料、入学考査料、入学料に関し以下に必要な事項を定める。

(授業料等の額)

第 54 条 授業料等の額は、下表のとおりとする。

2 前項に規定する高等学校授業料等の額のうち授業料及び受講料の額にあつては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 3 条第 1 項ただし書に定める場合として規則で定める場合に限り徴収する。

授業料等の額（みらい福祉科）

費用	1 年次	2 年次	3 年次	摘要欄
入学考査料	2,220 円			【その他諸費】 PTA 会費 進路指導費 生徒派遣費 生徒行事費 全高 P 連賠償責任保険 等
入学金	5,650 円			
授業料	118,800 円	118,800 円	118,800 円	
施設実習費	0 円	0 円	0 円	
教科書代	10,985 円	14,687 円	9,258 円	
福祉実習費	2,100 円	1,500 円	12,000 円	
実習着代	7,300 円			
施設維持費	0 円	0 円	0 円	
その他諸費	41,500 円	43,950 円	47,470 円	
合計	188,535 円	178,937 円	187,528 円	

※ 教科書代は、選択科目によって変わるため、必修科目の金額を記載。